

6 土地の形質の変更の施行方法に係る基準【法第9条第4項関係】

土地の形質の変更の施行方法に係る基準としては、土地の形質の変更の際に遵守すべき事項と、形質の変更の際に指定区域内の土壌を指定区域外に搬出する場合の方法について、以下の内容とすることとする。

(1) 土地の形質の変更の際に遵守すべき事項

- ・ 指定区域内の土地の形質の変更の際し、汚染土壌が露出して、当該指定区域の外に特定有害物質及び特定有害物質を含む汚染土壌が飛散等しないようにすること。
- ・ 指定区域内の土地の形質の変更の際し、汚染土壌（土壌溶出基準を超えるものに限る。）が当該指定区域内の帯水層に接するような状態にならないようにすること。
- ・ 指定区域内の土地の形質の変更を行った後には、法第7条第4項の技術的基準に適合した状態とすること。

(2) 土地の形質の変更の際の土壌の搬出の方法

- ・ 指定区域内の土壌を他の場所へ搬出してはならない（当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分（環境大臣が定める方法による。）のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除く。）。
- ・ 当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合には、搬出中に汚染土壌が周辺に飛散等しないようにするとともに、汚染土壌の搬出先において、周辺環境に特定有害物質による汚染を拡散させることなく汚染土壌からの汚染の除去又は適正な処分が行われたことを環境大臣が定めるところにより確認すること。